

第14章

佐賀県における集落営農の動向

佐賀大学経済学部 品川 優

1. 統計データによる集落営農の姿

(1) 佐賀県における稲作推進運動と生産組織

佐賀県では、1995年の新食糧法の施行を画期として、基幹作目である米の振興を図るため1995～2000年度に「佐賀米『活き活き』運動」を、01～05年度に「さが21水田農業パワーアップ運動」を展開し(第1表)、さらに「新たな米政策対策事業」を04～08年度に実施している。

「活き活き」運動はUR対策関連で実施され、3本の柱から構成される。第1は、共同乾燥施設を核とした大規模農家・生産組織を「担い手」として1,000の「担い手」の育成・確保を目標としている。「担い手」の内訳は、大規模農家100戸・生産組織900である。第2は、高品質で低タンパクな米づくりを推奨し、1等米比率やタンパク質含有量等の具体的な数値を掲げている。第3は、需要拡大を目指した販売体制づくりの構築を推進している。そして、この「活き活き」運動を引き継いだパワーアップ運動では、米だけでなく麦・大豆の目標値を新たに設定し、裏作や生産調整を含めた水田農業の高度利用とその活性化を図るものである。さらに「新たな米政策対策事業」では、「担い手」のさらなる育成・確保を図るために農業施設および農業機械に対する補助を打ち出している。

このように県主導による「担い手」づくりが展開したことも影響し、佐賀県では生産組織が地域農業に大きな役割を果たしている。

第1表 佐賀県における稲作推進運動の展開

佐賀米「活き活き」運動		さが21水田農業パワーアップ運動					
期間：1995～2000年度 (UR対策関連)		期間：2001～2005年度					
(1)効率的・安定的な担い手づくり		(1)効率的・低コストな生産体制づくり					
生産組織数目標	900組織	生産組織・大規模経		1,000			
大規模経営農家数目標	100戸	営農家数目標					
(2)高品質で特色ある米づくり		(2)売れる米・麦・大豆づくり					
①品質向上目標		①米の品質向上目標					
1等米比率	85%以上	1等米比率	整粒歩合	玄米水分	タンパク含量		
整粒歩合	80%以上	85%以上	80%以上	15%	6.8%以下		
玄米水分	15%						(コシヒカリ6.5%以下)
②タンパク含有量目標値		②麦の品質向上目標					
ヒノヒカリ	7.0%	上位等級率	発芽勢	整粒歩合	仕上水分	タンパク含量	
コシヒカリ	6.6%	100%	98%以上	95%以上	12%	10～11%	
びかいち	7.2%	・大粒大麦	90%以上	2.5ミリ篩	12%		
あこがれ	6.8%	い目以上					
③もち米の品質向上		・小麦	90%以上	12% 10～11%			
④優良品種の導入促進		③大豆の品質向上目標					
(3)信頼ある販売システムづくり		1等米比率	大粒率	仕上水分	タンパク含量		
①計画的・安定的な供給体制の確立		95%以上	70%以上	11～13%	40%		
②安定的な販路の確立と有利販売		(3)需要拡大を目指した販売体制づくり					

資料：「佐賀米『活き活き』運動推進対策事業実績集(2001年3月)」及び「さが21水田農業パワーアップ運動の概要」より作成。

(2) 佐賀県における生産組織の現状

1) 生産組織

佐賀県における生産組織の現状を確認するために、生産組織に参加した農家の割合と、生産組織の活動・取組の2つの側面からみていくことにする。なお、統計データ上の制約から2005年ではなく2000年の農業センサスを素材としている。

第2表 生産組織への参加農家状況

	生産組織への参加 実農家数 (戸)	販売農家 に占める 割合	参加実農家数に占める割合 (%)			
			機械・施設の共同 利用組織	受託組織	協業経営 体	オペレー ターとし て従事
全 国	345,902	14.8	80.8	34.3	7.6	21.8
北九州	55,795	23.5	90.7	53.4	3.3	15.1
佐 賀	23,497	66.8	98.7	89.3	0.7	13.4

資料：『2000年世界農林業センサス』より作成。

注：販売農家のデータである。

まず、生産組織に参加した農家の実態を示したのが第2表である。販売農家において、佐賀県で生産組織に参加した農家割合は7割弱と、全国および北九州を大きく上回っている。その具体的内容は、全国・北九州・佐賀ともに機械・施設の共同利用組織への参加が極めて高い点で共通している。しかし、受託組織については佐賀県のみ9割にもおよぶ農家が何らかの形で受託組織に関係していること、これに対し佐賀県の協業経営体およびオペレーターとして従事した農家割合は全国・北九州を下回る点が、佐賀県の特徴である。

他方、第3表は農家集団によって運営されている生産組織数およびその活動をみたものであり、佐賀県では761の生産組織が確認できる⁽¹⁾。事業種類は、全国および佐賀県では「共同利用のみ」が各46.7%・33.6%と最もシェアが高く、次に「共同利用・受託」がそれぞれ20.8%・30.5%と高い。さらに佐賀県では「栽培協定・共同利用・受託」が22.6%と高い点が特徴的であり、受託を行う組織を合計すると413組織と全体の54.3%に及ぶ。

第3表 事業種類別にみた農業生産組織 — 農家集団運営

	総組織数	単一事業組織			複数事業組織			
		栽培協定のみのみ	共同利用のみのみ	受託のみのみ	栽培協定・共同利用	栽培協定・受託	共同利用・受託	栽培協定・共同利用・受託
全国	37,363	6,200	17,462	2,088	2,596	155	7,765	1,097
北九州	4,408	1,391	1,204	165	447	24	791	386
佐賀	761	4	256	8	88	1	232	172
全国	100.0	16.6	46.7	5.6	6.9	0.4	20.8	2.9
北九州	100.0	31.6	27.3	3.7	10.1	0.5	17.9	8.8
佐賀	100.0	0.5	33.6	1.1	11.6	0.1	30.5	22.6

資料：表2と同じ。

注。「航空防除のみ」を行う事業体は除く。

この413組織のうち1組織のみ農事組合法人だが、残りの412組織は任意組合等の非法人であり、農家による任意組合の受託組織が佐賀県の生産組織の中心といえよう。

以上のことから佐賀県は、①生産組織に参加する農家割合が極めて高く、②したがって生産組織の活動が地域農業に大きな影響を与えるが、③生産組織の多くは農家集団が運営する任意組合・非法人であり、④その活動内容は協業経営体のような経営にまで踏み込んだものではなく、⑤多くが受託組織としての活動が中心であり、⑥受託組織においてもオペレーターとして従事する農家は限られており、⑦参加農家の多くが作業の中心的役割を担っているものではない、というのが統計データからみた佐賀県の実態である。

2) 集落営農

では、受託組織という農業生産過程における共同化を図っている生産組織に対し、その地域基盤を主として農業集落とする集落営農がどのくらい設立されているのであろうか。後にみるように、多くは受託組織と集落営農は重複するものであるが、以下ではその設立状況を確認する。

2007年の集落営農実態調査報告書によると、佐賀県では684の集落営農が確認できる。前年の06年は332組織であり、この1年ほどの間に2倍の集落営農が立ち上げられたことが分かる。そのうち法人は、06年はゼロであったが、07年には農事組合法人5組織と有限会社1組織の6組織が法人化している。しかし99%が非法人であり、非法人率は全国平均よりも約10ポイント高い。また、水田・畑作経営所得安定対策(品目横断的経営安定対策)との関係で特定農業法人および特定農業団体の設立状況を確認すると、684の集落営農のうち、前者はゼロ、後者は11団体と少ない。これに対し、同対策の秋期加入申請状況(07年9月)は、特定農業法人は明記されていないが、特定農業団体は13団体、それに準ずる団体が454団体と準ずる団体が圧倒的多数を占めている。

このように特定農業団体数が両統計ともにほぼ同じであることから、集落営農と特定農業団体はイコールの組織といえることができる。それを踏まえると、準ずる団体も集落営農とほぼ同一とみてよいであろう。したがって、佐賀県の品目横断への対応は、集落営農の

準ずる団体によって対応しているのが現状であるといえよう。なお、08年3月時点の設立状況では、特定農業法人が2法人立ち上げられ、特定農業団体も24団体と10団体近く増えている。

以上のことから、佐賀県では品目横断対策の開始に合わせ、特定農業法人や特定農業団体が設立されつつある。多くは準ずる団体による対応であり、農業経営実態をとみなわなない組織といえる。そのことは、先述した佐賀県の生産組織が作業受託を中心とした組織である点と重複しよう。そこで以下では、これら作業受託を中心とする集落営農の現状と課題について、実態調査にもとづきみていくことにする。

2. 佐賀県平野部における集落営農の実態－A市B町の事例（2005年調査）

(1) B町の農業概要

B町は、筑紫平野のほぼ中央に位置する平地水田地帯である。集落数は51、総農家数1,025戸(2000年)、水田1,436ha・畑16haであり(02年)、作目別の作付面積は米1,000ha、裏作麦1,100ha、転作大豆400haの米・麦・大豆生産地帯である。米・麦・大豆以外にも、イチゴ・アスパラ・小ネギといった園芸作目が盛んであり、米・麦に園芸を加えた園芸複合農家が増加している。さらにはアスパラ・小ネギへの傾斜を強め、米・麦に手が回らなくなった農家が米・麦から離脱し、園芸作目に特化・単一化する農家もみられつつある。圃場整備は、1974年から取り組み99年にほぼ完了している(整備率95%)。1区画平均40aと大きく、用・排水力が強い水田の汎用化が可能であり、米・麦・大豆の生産に適している。そのため標準小作料は10a2万7,000円と県内でも高い(県平均2万1,635円)。

米の主力はもち米(ヒヨクモチ)で600ha作付けしている⁽²⁾。うるち米はヒノヒカリを中心に330ha、もち米種子が70haである。B町には農協の3つのカントリーエレベーター(CE)と種子センターがあり、この4施設で1,330haと町内の水田をほぼカバーしている。その結果、農協出荷率も97%と高い。麦は昔から裏作で作ってきたが、大豆は転作面積の増加とともに98年頃から本格的に着手し、現在作付面積の80%が集団化・ブロックローテーション(BR)に取り組んでいる。

経営規模別の農家状況をみると、B町では半分の農家が1～3ha層に位置し、4ha前後の比較的規模の大きな農家も多く形成されている。また、多くの集落ではほぼ集落単位で受託組織を設立している。当初は米・麦の受託組織であったが、転作大豆の取組とともに大豆の受託組織が立ち上げられ、役場資料によると米・麦の機械利用組合が30組織、大豆機械利用組合が21組織あり、7～8割の集落でいずれかの組織が設立されている。ただし、これら組織の活動は収穫作業の受託に限られている。

このようにB町は佐賀平坦地に位置し、県内でも米・麦・大豆の主要な生産地帯である。その生産の大宗を担っているのが、1～3ha層の農家、米・麦・大豆の機械利用組合、園芸複合農家である。これら3者がどのような位置関係にあり、B町の米・麦・大豆生産に取り組んでいるのかについて、B町の中でも活発なK1機械利用組合とA営農組合の現

状をみていくことにする。

(2) B町における集落営農

K 1 機械利用組合(以下「K 1 組合」)とA営農組合(以下「A組合」)の概要について整理したのが第4表である。いずれも集落を基盤に設立している。設立理由は、K 1 組合は大区画圃場整備を画期とした大型コンバインの導入とその経費節減である。A組合は、コンバインの更新時期を迎えた農家が複数いたこと、高齢化で担い手が枯渇していること、それらを踏まえこれからは個人で農業をする時代ではないということが集落営農を立ち上げた理由である。

第4表 B町の集落営農の活動概況

		K 1 機械利用組合	A 営農組合
設立年次		1985年	2004年
農家戸数		16戸	37戸
参加農家戸数		15戸	37戸
参加面積		40ha	42ha
組合費 (10a 当たり)		7,500円	4,500円
受託面積	水稻	収穫 26ha(集落内)	収穫 29ha(集落内)
	麦	収穫 40ha(集落内)	収穫 31ha(2集落)
	大豆	K 1 大豆機械利用組合 収穫 30ha(3集落)	A大豆機械利用組合 収穫 20ha(2集落)
受託料金 (10a 当たり)	水稻	3,000円	3,500円
	麦	2,500円	3,500円
	大豆	8,000円	8,000円
オペレーター		7人 うち5人が中心 { 園芸複合4 米・麦1	13人 うち5人が中心 { 園芸複合3 米・麦・園芸1 米・麦・酪農1
オペレーター賃金		2,000円/時	1,200円/時

資料：ヒアリング調査(2005年)及び「水田農業ビジョン」より作成。

そこで、両集落ともに集落の全農家に集落営農の立ち上げを呼びかけている。当初は、機械を更新してあまり時間が経過していない農家や様子見の農家、個人でしたい農家などが参加しなかったが、現在ではA組合はすべての農家が、K 1 組合は1戸を除きすべての農家が参加している。

オペレーターは、K 1 組合が7人(30代3人・40代1人・50代3人)であり、常勤の兼業農家を除く5人の農業専従者が中心となって作業をこなしている。その5人が、K 1 集落のすべての認定農業者である。5人のうち4人がイチゴ等の園芸複合農家であり、米・麦の土地利用型は1人のみである。A組合のオペレーターは合計13人(20代2人・30代3人・40代2人・50代4人・60代2人)、このうち常勤の兼業農家が8人を占め、それ以外の5人の農業専従者が中心となり作業をしている。この5人のうち、2人が米・麦の

土地利用型であるが、それに加えイチゴ(22 a)や酪農(30 頭)もする複合農家である。残りの3人は、アスパラなどの園芸専従農家である。したがって、K1組合・A組合ともに園芸農家あるいは園芸複合農家を中心とする集落営農といえる。

2つの集落営農は、第4表に示すように、米・麦の収穫作業のみを受託する組織である。収穫作業の範囲は、基本的には集落内に限定している。ただし、A組合の麦のみ2集落にまたがっているが、集落外からの受託面積は1 haほどでしかないため、ほぼ集落内に限定しているといつてよい。ただし、先に全戸参加の集落営農であることを記したが、機械更新などのタイミングの問題もあり、現段階では集落営農が集落の全面積をカバーしているわけではない。また、収穫作業以外については、各農家が個別に作業を行っている。

他方、転作作物である大豆は、両集落ともにK1組合・A組合とは別個の農協主導により立ち上げた大豆機械利用組合(以下「大豆組合」)が受託作業を行っている。大豆組合のオペレーターは、両組織ともK1組合・A組合のオペレーターと重複している。大豆も米・麦同様に、収穫作業のみの受託であり、K1大豆組合は3集落、A大豆組合は2集落で作業受託をしている。

米・麦の作業料金は、K1組合の場合、作業に要したコストを面積割りしたものが表中の金額である。A組合の作業料金は、A組合が独自に算定したものである。大豆は、農協が設定する作業料金を徴収している。なお、A組合は生産資材のみ代表者名義で一括購入をしている。

K1組合としては、K大豆組合との統合を図り、さらに統合したK組合が収穫作業だけではなくその他の作業も行う体制にもっていくことが今後の課題と考えている。

他方A組合は、A大豆組合との統合を図るとともに、2010年を目標に法人化を目指している。その際、従来は補助金の減少回避を目的に農家が組織に参加する形であったが、今後は法人が将来の姿を提示し、その姿に合わせて参加してもらうことが必要と指摘している。では、その姿とはどのようなものであるのか。A組合は、第4表に示すように隣接集落の麦・大豆の収穫作業を受託していることから、規模の拡大は当該集落までを念頭においたものに限定している。そして、限られた地域範囲の中で、地元農産物の加工販売や有機栽培など付加価値を高める取組・多角化を模索する方向である。

3. 佐賀県条件不利地域における集落営農の実態－C市D町の事例(2004・2006年調査)

(1) D町農業の概要

佐賀県北西部に位置するD町は、八幡岳・作礼山に囲まれた中間農業地域である。2000年の総農家数は598戸、経営耕地面積は576ha、そのうち水田が493ha(85.4%)を占めており、水田中心の地域といえる。作目は米(農業産出額1位で4億円、36.7%)を中心に、イチゴ・タマネギが盛んである。認定農業者は32人(2005年現在)だが、そのほとんどが

イチゴ中心の園芸農家であり、面積要件をクリアする米・麦・大豆の「担い手」となりうるのは3人程度しかいない。圃場整備率は約85%、平野部では1枚30aほどになるが山間部では10～15a程度と小さい。

現在30集落のうち11の集落で集落を基盤とする機械利用組合が立ち上げられている。このうちのいくつかの機械利用組合については後述するが(第5表)、大きな特徴として、第1に多くの機械利用組合の対象作目が米、麦、大豆のいずれか1作目であり、3作目を複合的にカバーしているわけではないこと、第2に収穫作業の受託だけを行う機械利用組合が多いこと、第3にその受託面積はおおむね10ha前後であること、である。したがって、現時点において事業内容や受託規模等いわゆる「担い手」要件を満たす段階にあるわけではない。

(2) 地域間調整と米・麦・大豆の取組

佐賀県の条件不利地域において、米および麦・大豆を取り上げる際に注目すべきことは、2000年から県単事業として地域間調整円滑化対策事業を実施していることである。地域間調整は、平野部が山間部の生産調整面積分を引き受け、その代わり山間部は生産調整を行わず米を作付けする制度である。当初は、山間部の農家と県が10a当たり7,500円ずつを拠出し、佐賀県農協中央会を斡旋役に生産調整義務を引き受けた平野部農家に対し1万5千円を支払っていた。しかし、04年の県単事業の終了にともない佐賀県が撤退したため、05年からは県農協中央会が同制度を引き継いでいる。ただし、県中央会による拠出金はなく、その分農家の拠出金を1万円に引き上げる措置がとられている。

こうした取組は、圃場1枚の面積が小さいこと、水はけがあまりよくないこと、さらに気温の問題を抱えること等農地条件や自然条件が厳しく麦・大豆の生産が困難な条件不利地域に対し、大区画農地と暗渠排水という麦・大豆生産に有利な生産条件を有している佐賀平野部との間で、それぞれの有・不利をカバーし活かしていこうとするものである。D町では、農家の拠出金の引き上げにより10haほど地域間調整の利用面積が減少し、06年度は45haとなっている。とはいえ、現在も生産調整面積の4割近くを地域間調整で処理しており、その意義は大きい。その他の生産調整の形態としては、農業機械が入らない・水が少ないのですぐ田が日焼けする・水のかかりが悪い等の理由で自己保全管理が約35haと大きく、次にイチゴ14ha、実績算入13ha、大豆5.5haと続く。また麦の作付けが21haあるが、転作麦はほとんどなく、大部分は裏作麦である。

他方、米に関しては地域間調整を活用して生産を確保するとともに、01年からタンパク質含有量の少ない極低タンパク米(タンパク質含有量6.0%)および低タンパク米(同6.0%)づくりに取り組み、米の付加価値を高める方向を追求している。これらの米生産は農協管轄のもと行われており、集落を基盤とする任意の機械利用組合およびその集落で、カントリーエレベーター(CE)を利用するものに限定している。その理由は、第1に農業労働力の高齢化が進む中、「ゼロ」から極低・低タンパク米の生産と普及を図ることは困難であると判断し、すでに立ち上げられていた機械利用組合をその受け皿としている。第2に

一定のロットを確保するためには、機械利用組合や集落単位での実践が必要であること、第3に佐賀県の特徴である共乾施設の利用率がD町でも85.6%と高く、CEを通じた品質の均一化や管理が可能であるためである。

特に極低タンパク米については、農業の取組に熱心な機械利用組合(集落)であること、さらに一定の技術要件(株間や植え付け本数、中干しや水通し等基本管理の徹底)をクリアしていることを基準に、農協が指定した3つの機械利用組合に限定している。

06年において、低タンパク米は11の機械利用組合で生産しており、その面積も01年の20.4haから06年には115.4haと5.7倍に増えている。同様に極低タンパク米は、02年6haから06年23.7haへ4倍に増加している。

このようにD町は、麦および大豆の生産が困難な条件不利地域に位置するために、地域間調整を活用して米生産にこだわってきた地域である。そのため、品目横断の導入がD町の麦・大豆生産に大きな影響を与えるものではない。とはいえ、わずかではあるが麦・大豆に取り組んでいる集落営農もそれぞれ1組織存在する⁽³⁾。

そこで麦・大豆に取り組んでいる集落営農の実態を確認するとともに、米については極低タンパク米に取り組むK2機械利用組合(以下「K2組合」とT機械利用組合(以下「T組合」)を対象にその実態をみていく。

(3) D町における集落営農

1) 麦・大豆に取り組む集落営農

D町で麦に取り組む集落営農はS営農組合、大豆はI大豆組合である。その概要は第5表に記しているのので、ここではそれ以外の内容について簡単にみていくことにする。

第5表 D町における主要な機械利用組合の実態

組織名	S 営農組合	I 大豆組合	K 2 機械利用組合	T 機械利用組合
設立年次	2003年	1989年	2002年	2002年
農家戸数	36	60	13	23
参加農家戸数	24	60	11	10
水田作付面積	28ha	24ha	17ha	28ha
受託面積	米：収穫 20ha 麦：収穫 5ha	大豆：播種 4.5ha 収穫 4.5ha 乾燥 4.5ha	米：収穫 11.5ha	米：田植 5ha 収穫 8ha
活動範囲	集落内	集落内	集落内	集落内
オペレーター		3人 50代中心 (米・麦中心)	7～8人 40代後半～70代前半 (イチゴ農家)	3人 60代 (イチゴ農家)
オペレーター賃金		1,500円/時	2,000円/10a	1,400円/時
極低タンパク米	×	×	○	○
低タンパク米	○	×	○	○

注. ヒアリング調査(2004年・2006年)より作成。

S 営農組合は、S 集落を基盤に米の収穫作業の受託組織として立ち上げられた。しかし、コストの削減やコンバインの稼働率の向上、利用料金の確保を図る必要性に迫られる中、麦の収穫作業にも取り組むようになった。それは換言すると、米の集落営農として続けて

いくためには、麦にも取り組まなければならないことを意味する。とはいえ、麦の受託面積は5 ha程度に過ぎない。S営農組合としては、条件不利地域のため麦をつくるのが難しいこと、過去の実績に対する交付金であるため生産拡大のインセンティブが弱いことや今後の政策展開が不透明であることなどを理由に麦をどのようにすべきか模索中である。

他方、I大豆組合は、当時の集落区長が提起したブロックローテーション(3年に1回)に対応すべく播種機を購入したのがきっかけである。近年では、中山間直接支払いの集落共同分を活用しバインダーや箱洗浄機等の機械を購入している。受託作業とその面積は表のとおりである。I大豆組合としては、構成員に50歳代以下の年齢層がないこと、ブロックローテーションも3まわりしたこと、産地づくり交付金への変更にもない助成金額が2万円ほど少なくなったことなどを理由に、2年ほど前から大豆生産から撤退することを検討している。

2) 極低タンパク米に取り組む集落営農

K2組合・T組合ともに集落を基盤に立ち上げている。K2組合を立ち上げた理由は、大型のコンバインの導入とその経費の節減にある。組合費はなく作業料金収入で運営し、補助金と融資によりコンバイン1台を購入している。他方、T組合は年間1戸当たり1万円の組合費と作業料金収入により運営している。農業機械は、県単補助(1/2助成)と残額を戸数割り7・面積割り3の比率で参加農家が負担し、田植機1台・コンバイン2台を所有している。

オペレーターは、K2組合が7～8人で、いずれもイチゴをメインとする農業専従者である。そのため、オペレーターとしての時間がなかなかとれないのが実情であり、お互いに都合の良いときに当番を決めて作業をしている。T組合のオペレーターは3人であり、いずれもイチゴを中心とする農業専従者である。したがって、K2組合・T組合ともに園芸複合農家を中心とした集落営農であり、稲作作業の省力化とイチゴへの労力の集中を図るための組織といえる。作業料金は各機械利用組合が独自に設定しており、K2組合は収穫作業を1万3,000円、T組合は田植え5,000円、収穫1万2,000円と両組合ともに標準料金より低く設定している。

K2組合・T組合ともに田植えや収穫作業のみを行う受託組織である。T集落の水田作付面積27.6haのうち極低タンパク米が8.9ha、低タンパク米が約10haほどであり、残りが結果としていずれにもならなかった普通米である。27.6haのうちT組合がカバーする受託面積は、田植え5ha・稲刈り8haである。他方、K2集落の水田作付面積は17ha、そのうち極低タンパク米は9.3haであり、K2組合は11.5haの収穫作業を受託している。

K2集落では、生産調整の多くは先の地域間調整を活用しており、転作している人も5人しかおらずすべてバラ転である。K2集落も、排水が悪いこと、1区画平均10～15aと小さいこと、転作で収益をあげる可能性のある作目がみあたらないこと、イチゴを転作作物とした農地では施設を動かすことが出来ない等の理由で生産調整の本格化・団地化は

困難なようである。他方、T集落はイチゴがメインの集落であり、転作もイチゴによってクリアしている。

K2集落では、今後の水稲作業はK2組合を前面に進めていく予定である。集落では近50代後半の3人が定年退職を迎えるため、この3人がK2組合のリーダーとして活躍してくれることを期待している。また、K2組合へ借地の要望が出てきているが、任意組織は借地ができないため法人化について話し合いをしている。法人化の際には、集落内だけではなく大字をカバーすることも視野に入れている。他方T組合は、その役割として極低タンパク米の生産に加え、あと5年ほどで完全自作できない人が多く出てきたときの受け皿と認識している。つまりT組合は、完全自作から部分委託への移行とその対応を念頭においている。したがって、現段階においてT組合は、法人化まで視野に入れているわけではないことがK2集落との大きな違いである。

4. まとめ

以上簡単に、佐賀県の集落営農の実態を平野部と条件不利地域に区分してみた。いずれも品目横断が本格的に始動する直前に調査したものであり、始動後の姿を示したものではない。しかし、県内の他地域における始動後の集落営農をみると、本稿で取り上げた実態とあまり変化がみられなかった。だが、ここでは必要な範囲で品目横断が施行された後の集落営農の実態も踏まえ、佐賀県の集落営農の特徴や課題について若干の考察を行うことにする。

第1に、統計分析および実態調査で確認できたように、佐賀県の集落営農は作業受託が中心であり、その作業も一部作業(その多くは収穫作業)に限られているのがほとんどであった。しかも集落営農が1つではなく、米・麦に対応した営農組合と転作大豆を受託する機械利用組合が別組織として存立していた。しかしそのオペレーターは重複しており、現場でも両組織の統合を大きな課題の1つとみている。

さらに、品目横断の施行により、全国的にはその対応として集落営農の法人化や特定農業団体化が進められている。しかし、佐賀県ではあまり進んでおらず、品目横断が施行された現在も依然一部の農作業の受託組織にとどまっている。受託組織にとどまる背景や要因それ自体の探求が不可欠であるとともに、品目横断から一線を画している理由の整理も必要であろう。先のB町では、品目横断の施行に関係なく、実態や実績ではすでに麦や大豆の収穫作業の受託を大規模に展開している。むしろ品目横断への対応の点では、当面は「準ずる団体」でもよいとし、品目横断に完全にのるべきかどうかを慎重に判断しているように思われる。

第2に、平野部・条件不利地域を問わず調査事例では、オペレーターの中心が園芸専従あるいは園芸複合農家であった。例えば、K1営農組合の園芸複合農家のオペレーターをみると(表省略)、彼らの生産販売額に占める園芸作目の割合は52～85%と園芸作目が過

半以上を占めている。他方、米・麦についても 250～400 a とかなりの経営規模を有しており、両方に軸足をおいた中規模園芸複合農家である⁽⁴⁾。したがって、彼ら中規模園芸複合農家が受託組織での活動を通じて、米・麦・大豆の生産を支えているのが実態である。問題は、販売額の高さから園芸作目への特化と米・麦からの離脱がみられる地域もある中で、安定的に彼らをオペレーターの中心としてつなぎとめることができるかが問われている。

第3に、佐賀県では共乾施設の利用率が高いことが特色であった。B町の2つの集落営農は、集落営農の法人化の先に1つの可能性としてCE単位での組織化を視野に入れている。B町の場合、平均すると1つのCEで300ha強の水田面積をカバーしていることになるが、300ha強の集落営農がどのようなものであるのか、その姿と実現可能性を探ることも大きな課題の1つといえよう。他方、条件不利地域のD町では、極低・低タンパク米の生産をCE利用者に限定していた。そのことは、CEを土台として集落営農や当該集落の農家が極低・低タンパク米の生産を行うという点において、CE単位の1つの緩やかな協業体とみることもできる。

また、共乾施設単位の大きな意味が、出荷の一元化や販売名義の移譲にある。つまり、CEですべての米が混合するため、出荷の一元化や販売名義の移譲を躊躇させる「自分の米」という概念が、佐賀県では比較的弱い状況にある。このような捉え方が、米生産が盛んな東北や北陸で可能であるのかも含め、共乾施設単位の集落営農の実現可能性と普遍化の可能性について考察する必要があるだろう。

第4に、条件不利地域の集落営農は、ほぼ米を対象とする組織であった。D町の場合、県独自の地域間調整を活用することによって、条件不利地域で転作麦や大豆に取り組む集落がほとんどないことがその背景にある。しかし、先述したように地域間調整は、条件不利地域が抱える農地条件や自然条件によって麦や大豆の生産がそもそも困難であることをベースに導入した施策である。したがって、条件不利地域における麦・大豆生産の問題は、佐賀県に限らず全国的な問題と捉えることができよう。そして条件不利であるが故に、麦・大豆からの離脱、より究極的には生産調整からの離脱とD町でみられた高付加価値米への特化が、今後条件不利地域で拓がる可能性も否定できない。

他方、政策論からみると、昨今大規模農家や法人・集落営農に政策対象を絞り込み、さらに作目も水田・畑(米・麦・大豆)に重点をおく傾向にある中で、条件不利地域では上記の理由から品目横断はほとんど関係ない。実質的に条件不利地域が参加できる政策が、中山間直接支払い(地域によっては農地・水・環境対策にも参加)に限られつつある。05年農林業センサスから中山間地域の詳細なデータが公表されなくなるなど、改めて中山間地域の位置づけが問われている。

注

(1) 『2000 年世界農林業センサス』によると、佐賀県では農家以外の農業事業体 59 に対し、農業サービス事業体数は 515 と組織の大部分は農業サービス事業体である。515 の農業サービス事業体のうち、法人組織が 97 (農事組合法人 1・会社 3・農協等 93)、非法人である任意組合等が 412 と法人化されていない組織が多くを占めている。

ちなみに、この非法人である 412 の任意組合等と農事組合法人 1 を合わせた 413 組織が、本文中で用いる農家集団運営の受託組織である。

(2) 佐賀県のもち米については、元木靖「佐賀県の米作におけるモチ米生産の発展」(『筑波大学人文地理学研究』11号, 1987年)を参照。

(3) D町で麦を作付けしているのは、4～5 ha 規模の農家 3 戸と本文中で扱う集落営農だけである。同様に、大豆の作付は個別農家 1 戸 (1 ha) と本文中の集落営農 (4.5ha) だけである。

(4) 2005 年農業センサスをみても、都府県・北九州・佐賀県ともに経営規模が大きくなるにしたがい複合農家の比重が高くなっている。しかしその程度は異なっており、複合農家のシェアが 1 割を超える層は、都府県 4～5 ha、北九州 1.5～2 ha、佐賀県 1～1.5ha と佐賀県はその分岐階層が低く、さらに佐賀県では経営規模が大きいほど複合経営農家であることが分かる。もちろん、複合経営農家のすべてが園芸関係とは限らない。しかし、準単一複合経営においても、3～5 ha といった中規模層では「施設野菜が首位」の割合が高く、特に佐賀県では 1 割近くを占めており(都府県では約 3% のシェア)、佐賀県では園芸作目との複合経営が比較的多いことがみてとれる。